

令和三年法律第八十号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	1
第二章 共済事業等	2
第一節 認可（第三条―第六条）	2
第二節 業務（第七条―第十六条）	3
第三節 経理（第十七条―第二十四条）	4
第四節 監督（第二十五条―第三十六条）	5
第五節 共済契約の移転等（第三十七条―第四十条）	6
第三章 解散等（第四十一条―第五十三条）	7
第四章 共済募集（第五十四条・第五十五条）	8
第五章 雑則（第五十六条―第六十四条）	9
第六章 罰則（第六十五条―第七十三条）	10

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実に図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小事業主」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 常時使用する労働者の数が三百人以下である事業主
 - 二 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業主
 - 三 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
 - 四 前三号に掲げるものに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの
- この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、前項第一号又は第二号に掲げる者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）をいう。
- この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第七条第一項第一号に規定する業務災害及び同項第三号に規定する通勤災害をいう。

この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいう。

この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。

この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であつて、当該事業に係る共済契約が次の各号に適合するものをいう。

- 一 共済契約者が中小事業主であること。
- 二 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。
- 三 共済期間が一年を超えないこと。

この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

第二章 共済事業等

第一節 認可

（認可）

第三条 労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

（共済事業の種類）

第四条 前条の規定により同条の一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とする。

前項の共済事業を行う前条の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

（申請）

第五条 第三条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 純資産額として厚生労働省令で定める方法により算定される額
- 三 理事及び監事の氏名並びに会計監査人の氏名又は名称

- 四 認可を受けようとする共済事業の種類
- 五 労働災害等防止事業の内容
- 六 共済事業及び労働災害等防止事業以外の事業を行うときは、その事業の内容
- 七 事務所の所在地

前項の申請書には、次に掲げる書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

一定款

一 共済規程

前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができ。

第二項第一号に掲げる書類（電磁的記録を含む。）には、事務所（共済事業に係る業務を行うものに限る。第七条第一項及び第二十七条において同じ。）の所在地を記載し、又は記録しなければならない。

第二項第二号に掲げる書類には、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

（認可審査基準）

第六条 行政庁は、第三条の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をするものとする。

- 一 当該申請をした者（以下この条及び第十条第三項において「申請者」という。）が、一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人
 - ロ 理事会を置かない一般社団法人
 - ハ 会計監査人を置かない一般社団法人又は一般財団法人

第三十四条又は第三十五条の規定により第三条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

この法律、保険業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人

理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人

(1) この法律、保険業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(2) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(4) 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）（6）において同じ。）が第三十四条若しくは第三十五条の規定により第三条の認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。）

む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その取消しの日から五年を経過しない者

(5) 第三十四条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又はこの法律に相応する外国の法令の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 法人が、保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により同法第三十三条の免許を取り消され、同法第二百二十五条若しくは第二百六条の規定により同法第百八十五条第一項の免許を取り消され、同法第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百二十九条第一項の免許を取り消され、若しくは同法第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二條の二十七の規定により同法第二百七十二條第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であった者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その取消しの日から五年を経過しない者

(7) 保険業法第百三十七条第一項の規定により同法第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消され、又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(8) 保険業法第百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、同法第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を

命ぜられた日本における代表者、同法第二百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあった者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ト 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
ニ 申請者が、共済事業を的確に遂行するために必要な基準として厚生労働省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。
三 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足る人的構成を有すること。
四 申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること。

五 他に行う事業が、共済事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。
六 前条第二項第二号に掲げる書類に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容及び、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。
ロ 共済契約の内容及び、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容及び、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
ニ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容及び、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
ヘ その他厚生労働省令で定める基準

七 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の厚生労働省令で定める当

該申請者の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

八 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして厚生労働省令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。

九 申請者が、その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この号において同じ。)について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該申請者の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、当該基準を公表していること。

十 前各号に掲げるもののほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準として厚生労働省令で定める基準

第二節 業務
(標識の掲示等)

第七条 共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 共済団体の閲覧に供し、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(名義貸しの禁止)
第八条 共済団体は、自己の名義をもって他人に共済事業を行わせてはならない。

(理事の資格等)
第九条 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者は、理事又は監事となることができない。

2 共済団体の常務に従事する理事は、他の共済団体又は会社の常務に従事する場合には、行政庁の承認を受けなければならない。

3 行政庁は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該申請に係る共済団体の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

(事業の範囲)
第十条 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行うことができる。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第三条の認可の申請書に申請者が第一項の規定により行う事業以外の事業を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が当該認可を受けたときには、当該事業を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資産運用の制限)
第十一条 共済団体は、共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の厚生労働省令で定める方法によらなければならない。

2 共済団体は、厚生労働省令で定める資産については、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

3 前項に定めるところによるほか、共済団体の同一人(当該同一人と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。)に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

4 共済団体が子会社その他の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者(以下この項及び第三十三條第一項において「子会社等」という。)を有する場合には、当該共済団体及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、合算して厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

5 前項の「子会社」とは、共済団体がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を

行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該共済団体及びその一若しくは二以上の子会社又は当該共済団体の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該共済団体の子会社とみなす。

（業務運営に関する措置）

第十二条 共済団体は、その共済事業に係る業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者との間の取引等）

第十三条 共済団体は、その特定関係者（当該共済団体の子会社（第十一条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）その他の当該共済団体と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該共済団体の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして厚生労働省令で定める取引又は行為

（無限責任社員等となることの禁止）

第十四条 共済団体は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

（苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十五条 共済団体は、共済事業に関し次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 共済契約者等からの苦情の処理の業務に従事する利用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置
- 二 共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置

（子会社保有の制限）

第十六条 共済団体は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行う共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

第三節 経理

（業務報告書）

第十七条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の業務報告書の記載事項、提出期日その他の同項の業務報告書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十八条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として、業務及び定められるものを記載した説明書類を作成し、その事務所（専ら共済事業に係る業務以外の業務の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、共済団体の事務所において当該電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとることができる。この場合

においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 共済団体は、第一項に規定する事項のほか、利用者が当該共済団体の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（区分経理等）

第十九条 共済団体は、共済事業（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

- 2 共済団体は、共済事業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。

二 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。

三 前二号に掲げるもののほか、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として厚生労働省令で定める行為を行うこと。

（事業費等の償却）

第二十条 共済団体は、当該共済団体の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他厚生労働省令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、当該共済団体は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該共済団体の成立後十年以内に償却しなければならない。

（契約者割戻し）

第二十一条 共済団体は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として収受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。次項において同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならない。

- 2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（価格変動準備金）

第二十二条 共済団体は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産（次項において「株式等」という。）について、厚生労働省令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

- 2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が株式等の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額の填補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

（責任準備金）

第二十三条 共済団体は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、共済契約を再共済に付した場合における当該共済契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支払備金）

第二十四条 共済団体は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合において、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、支払備金を積み立てなければならない。

- 2 前項の支払備金の積立てに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四節 監督

第二十五条 共済団体は、第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ

- 2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が株式等の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額の填補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

（共済事業の種類等の変更）

第二十五条 共済団体は、第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ

管理を行う共済契約を移転し、又は当該共済契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

認可取消団体は、前項の規定による共済契約の移転又は共済契約に係る業務及び財産の管理の委託がなされるまでの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、第三条の認可を取り消された日以前に引き受けた共済契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

前項の規定により第三条の認可を取り消された日以前に引き受けた共済契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消団体（次項において「共済契約管理団体」という。）は、第三十三条みなして、第二十九条、第三十条、第三十三條第一項、第三十四条（第三号及び第五号を除く。）及び前条の規定、次条において読み替えて準用する保険業法第二編第七章第 一節（第百三十七條第一項ただし書及び第五項、第百三十八條、第百四十條第二項ただし書並びに第百四十一條を除く。）の規定、第三十八條において読み替えて準用する同法第百四十二條の規定、第三十九條において読み替えて準用する同法第二編第七章第三節（第百四十八條第三項及び第四項を除く。）の規定並びに第四十條、第四十五條（第二項第二号を除く。）及び第六十條の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 認可の取消し の前の見出し	第三十四条 認可の取消し	業務の廃止
第三十四条 認可を取り消す	第三十三条の認可	業務の廃止を命ずる
第三十四条 法令	又は法令	
第三十四条 処分又は第五 条第二項各号 に掲げる書類 に定めた事項 のうち特に重 要なもの	処分又は第五 条第二項各号 に掲げる書類 に定めた事項 のうち特に重 要なもの	
第三十五条 認可を取り消す	第三十三条の認可	業務の廃止を命ずる

第三十八條 事業 において読 み替えて準 用する保険 業法第四百 十二條	共済事業（中小事業 主が行う事業に従事 する者等の労働災害 等に係る共済事業に 関する法律第二条第 七項に規定する共済 事業をいう。）に係 る事業										
4 共済契約管理団体が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政府に届け出なければならぬ。 一 共済事業を廃止したとき。 その共済契約管理団体 二 合併により消滅したとき。 その共済契約管理団体の代表理事その他の代表者であつた者 三 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人 五 全ての共済契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき。 その共済契約管理団体 第五節 共済契約の移転等 （共済契約の移転に係る保険業法の規定の準用） 第三十七條 保険業法第二編第七章第一節（第三百三十七條第一項ただし書及び第五項、第四百四十條第二項ただし書並びに第四百四十一條を除く。）の規定は、共済団体の共済契約の移転について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>移転先会社</td> <td>移転先団体</td> </tr> <tr> <td>移転会社</td> <td>移転団体</td> </tr> <tr> <td>保険契約者</td> <td>共済契約者</td> </tr> <tr> <td>内閣府令</td> <td>厚生労働省令</td> </tr> <tr> <td>内閣総理大臣</td> <td>行政庁</td> </tr> </table> 2 前項の規定により保険業法の規定を共済団体の共済契約の移転について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。	移転先会社	移転先団体	移転会社	移転団体	保険契約者	共済契約者	内閣府令	厚生労働省令	内閣総理大臣	行政庁	
移転先会社	移転先団体										
移転会社	移転団体										
保険契約者	共済契約者										
内閣府令	厚生労働省令										
内閣総理大臣	行政庁										

第百三十五條 第一項				中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
第百三十五條 第二項	公告			公告又は通知
	保険事故		共済事故	
	保険金		共済金	
第百三十六條 第一項を設けて（総代会は、総代会）	株主總會又は社員總會又は評議員會			
第百三十六條 第二項（株主總會の決議に十九條第二項又は第四百八十六條第二項又は第六十二條第二項	株主總會等	社員總會等		
第百三十七條 第三項（株主總會の招集十九條第一項又は第四百八十六條第一項及び第四十九條第一項において準用する場合を含む）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十一條第一項又は第四百八十六條第一項及び第四十九條第一項			
第百三十八條 第一項	取締役（指名委員事務所）	社員總會等		
第百三十九條 第二項	公告された	公告され、又は通知された		
第百四十條 第一項	各營業所又は各事務所	社員、評議員若しくは		
第百四十一條 第二項	業務時間又は事業時間			

	移転会社の定める費用を支払つて	移転団体の評議員若しくは当該移転団体の定める費用を支払う社員若しくは共済契約者は、その事業時間内に限り、
第百三十七条 第一項	公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転団体（以下「移転団体」という。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でなければ
第百三十七条 第三項	保険金請求権等（第十七条第五項に規定する保険金の請求権等をいう。）がある場合には、当該保険金請求権等を除く。	公告又は通知
第百三十九条 第二項 第一号	保険金請求権等（共済金請求権等の他の政令で規定する権利をいう。）がある場合には、当該共済金請求権を除く。	共済金請求権等（共済金請求権その他の政令で規定する権利をいう。）がある場合には、当該共済金請求権を除く。
第百四十条 第十條	当該会社	共済契約者等（共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者をいう。） 当該団体
(事業の譲渡及び譲受けに係る保険業法の規定の準用)		
第三十八條	保険業法第四百二十二条の規定は、共済団体について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。	

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

める。特殊の関係のある者が当該

に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律	二以上の	保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行、二以上の保険募集人指導事業	第三、保険募集又は自らが締結した又は共済募集若しくは保険募集を行った団体集	第一 保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為 行為（自らが締結した又は保険行爲募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に關しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）	第三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配	第一 項 第七号	に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第二十一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。
-----------------------------------	-------------	--	--	---	-------------------------------	-----------------	--

[illegible]

第三号		
第五十九章 雜則	保險募集	る共済事業 に関する法 律又は同法
	共済募集	

(共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の適用の特例)

第五十六条 共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項第三号(同法第一百七十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和三年法律第八十号)、この法律」とする。

(認可等の条件)

第五十七条 行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(認可の失効)

第五十八条 共済団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条の認可は、その効力を失う。

一 第四条第一項の共済事業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立又は合併(当該合併により共済団体を設立するものに限る。))を無効とする判決が確定したときを含む。)

三 共済契約の全部に係る共済契約の移転をしたとき。

四 当該認可を受けた日から六月以内に第四条第一項の共済事業を開始しなかったとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。)(行政庁の告示)

第五十九条 次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報又は公報で告示するものとする。

一 第三十三条第一項又は第三十四条の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第三十四条又は第三十五条の規定により第三条の認可を取り消したとき。

三 前条の規定により第三条の認可がその効力を失ったとき。

(共済契約の移転等に係る公告の期間)

第六十条 共済団体は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。

一 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三十七条第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第四号に掲げる方法によりするとき。当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日

二 次に掲げる公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき。当該公告の開始後一月を経過する日

イ 第三十七条第一項、第三十九条又は第四十七條第一項及び第二項においてそれぞれ読み替えて準用する保険業法第四百十條第一項、第四百十六條第一項若しくは第五百十條第一項又は第五百十六條第一項の規定による公告

ロ 第四十三條の規定による公告

(行政庁)

第六十一条 この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えな区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とする。

(厚生労働省令への委任)

第六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するために必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(権限の委任)

第六十三条 この法律及びこの法律において準用する保険業法による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に行わせることができる。

(経過措置)

第六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三年以下の懲

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三条の認可を受けたとき。

二 第八条の規定に違反して、他人に共済事業を行わせたとき。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項又は第三十四条(これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第五十七条第一項の規定により第三条の規定による認可に付した条件に違反したとき。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類若しくは電磁的記録を提出せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしてこれらの書類若しくは電磁的記録を提出したとき。

二 第十八条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定に違反して、同条第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

三 第二十九条第一項又は第二項(これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第三十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)以下この号において同じ。の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十三条第二項において準用する第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 第五十三条第二項において準用する第三十条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第五十四条第一項の規定に違反して、共済募集を行ったとき。

三 第五十五条において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。

四 第五十五条において読み替えて準用する保険業法第三百七条第一項の規定による共済募集の停止の命令に違反したとき。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条において読み替えて準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったとき。

二 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五条第一項の規定による

報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百六条の規定による命令に違反したとき。

第七十条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十六条第一号 三億円以下の罰金刑

二 第六十七条第一号から第四号まで 二億円以下の罰金刑

三 第六十五条、第六十六条第二号、第六十七条第五号から第七号まで、第六十八条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十一条 共済団体の設立時監事、設立時監事、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四條第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は同法第三百三十七條第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九条第二項の規定に違反して、他の共済団体又は会社の常務に従事したとき。

二 第十条第二項の規定に違反して、他の事業を行ったとき。

三 第十四条の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となったとき。

四 第二十二条の規定に違反して、同条第一項の価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

五 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して、責任準備金又は支払準備金を積み立てなかったとき。

六 第二十五条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する事項の変更をしたとき。

七 第二十五条第二項の規定による届出をしなかったとき。

八 第二十六条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。

九 第二十六条第二項の規定による届出をしなかったとき。

十 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第三十二条の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十三条第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

十三 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三十六条（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、共済契約の移転の手続をしたとき。

十四 第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三十六条の二第二項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十六条第二項の規定に違反して、書類又は書面若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

十五 第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三十六条の二第二項（第三十六条第三項の

規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十六条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類若しくは書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六 第三十七条、第三十九条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三十七条第一項、第三十八条第二項若しくは第四十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十六条第一項若しくは第五十条第一項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、又は第六十五条の二十四第二項若しくは第六十六条第一項の規定による公告、通知若しくは催告若しくは催告をしたとき又は不正の公告、通知若しくは催告をしたとき。

十七 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三十七条第一項又は第二項（これらの規定を第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、共済契約の移転をしたとき。

十八 第三十九条において読み替えて準用する保険業法第四十六条第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による登記を怠ったとき。

十九 第四十三条の規定による公告をすることを怠ったとき又は不正の公告をしたとき。

二十 第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第六十六条の二第二項又は第四項の規定に違反して、合併をしたとき。

二十一 第五十条の規定に違反して、書類若しくは書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定に違反した者

二 第七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで子会社を保有した者

二 第十九条第一項の規定に違反した者又は同条第二項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

三 第五十七条第一項の規定により同項に規定する認可等（第三条の規定による認可を除く。）に付した条件に違反した者

附則 抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（共済事業と実質的に同一のものである特定保険業を行う者に係る経過措置）

第二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この項及び次条において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業（同項に規定する特定保険業をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。）を行う一般社団法人又は一般財団法人が第三条の認可を受ける場合において、当該認可を行う行政庁が、厚生労働省令で定めるところにより、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該認可を受ける際に行っている特定保険業が当該認可を受けようとする共済事業と実質的に同一のものであると認めるときは、当該一般社団法人又は一般財団法人の行う特定保険業に係る保険契約並びに当該保険契約に係る保険契約者、被保険者及び保険金額を受け取るべき者並びに当該特定保険業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、平成十七年改正法附則第四条第一項の規定において読み替えて準用する保険業法第十五条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、同法第六十六条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び同法第六十七条第一項の規定により積み立てられた支払準備金、厚生労働省令で定めるところにより、当該認可の日において、それぞれ当該一般社団法人又は一般財団

法人が当該認可を受けて行う共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約の共済契約者、被共済者及び共済金額を受け取るべき者並びに当該共済事業に係る会計並びに当該会計に属する権利義務、第二十二条第一項の規定により積み立てられた価格変動準備金、第二十三条第一項の規定により積み立てられた責任準備金及び第二十四条第一項の規定により積み立てられた支払準備金となるものとする。この場合において、当該一般社団法人又は一般財団法人は、当該認可の日当該特定保険業を廃止したものとみなす。

2 第二十条の規定は、前項の規定の適用を受ける一般社団法人又は一般財団法人については、適用しない。

（共済事業の認可の拒否に関する経過措置）

第三条 当分の間、第六条第一号二、ホ並びにヘ（一）、（４）及び（５）の規定の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる規定に該当する者とみなす。

一 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人 第六条第一号二

二 平成十七年改正法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない一般社団法人 第六条第一号ホ

三 平成十七年改正法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 第六条第一号ヘ（一）

四 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下この号において同じ。）が、平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された場合において、その取消

しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者 第六条第一号へ(4)

五 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条の規定により解任を命ぜられた理事又は監事で、その処分の日から五年を経過しない者 第六条第一号へ(5)

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、第五十四条第一項及び第二項の規定により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。